

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例・追納制度

問い合わせ先

- 国保年金課 ☎ (93) 4085
- 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

免除・納付猶予・学生納付特例制度

経済的な理由で保険料を納付することが困難なときは、申請することで保険料の納付が免除・納付猶予になる場合があります。

■種類

- ① 免除制度（全額免除・3／4免除・半額免除・1／4免除）
- ② 納付猶予制度
- ③ 学生納付特例制度

■承認期間

- ①・②：7月から翌年6月まで
- ③：4月から翌年3月まで

■対象

- ①：免除申請者本人、申請者の配偶者、世帯主
- ②：免除申請者本人、申請者の配偶者
（本人が50歳未満の人のみ適用）
- ③：免除申請者本人（学生のみ適用）

※①～③のそれぞれが前年所得など定められた基準に該当することが要件になります。

■申込み

次の物を持参して、窓口で手続きをしてください。

- 今年または昨年に、失業や事業を廃止した人は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し
- 学生は、学生証または在学証明書

■その他

全額免除または納付猶予の承認がされ、翌年度以降も継続希望した人は、申請が不要で審査を受けられます。

追納制度

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、老齢基礎年金の受け取る金額が少なくなります。

しかし、10年以内であれば、保険料の追納（後払い）ができます。追納することにより、保険料を納付したときと同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。

将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

■追納に関する注意点

- 追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られます。
- 保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認された期間のうち、原則古い期間の分から収めてください。
- 保険料の免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納するときは、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■申込み

追納の申し込みは、国保年金課窓口または幕張年金事務所 で受け付けています。

消費生活 相談コラム

ネットの価格と全然違う！？

害虫・害獣駆除のトラブルにご注意

【事例】

- ゴキブリが出て怖くなり、ネットで見つけた格安業者に依頼したら高額だった。
- ハチに刺されて死ぬと言われて不安になり、駆除依頼したが高額なので解約したい。
- 不安をあおられてネズミ駆除を依頼したが、作業内容が不十分なので解約したい。

【相談事例から見る問題点】

- インターネット上に記載されている料金と実際の料金がかけ離れている。
- 消費者の不安をあおり、契約を急かす勧誘が行われている。
- 事前に複数見積もりを取って比較・検討することができない。
- 交付される書面に具体的なサービス内容などが明記されていない場合がある。
- クーリング・オフ妨害をしている事例が見られる。

【アドバイス】

- 極端に安い価格を表示するサイトや広告は注意しましょう。
- 複数見積もりを取って比較・検討する時間を与えない事業者とは契約しない。
- クーリング・オフなどができる場合があるため、確認しましょう。



不安に思った場合は、早めに
消費生活センターに相談しましょう

問 消費生活センター
☎ (93) 5348

